

2026年度 弁理士 論文式試験 解答速報

答 案 構 成

特許・実用新案

問題 I 答案構成

設問 1(1)について

1. 優先権の発生要件について

- ・同一対象イに係る先の出願Aは、出願Bと同一の同盟国Xにされたものであり、公開されず、権利存続させず、Bまでに取下、優先権主張の基礎でもない（パリ 4 条 C(2)・(4)）
→ Bは最初の出願
- ・同盟国民甲が同盟国Xに正規の特許出願B（パリ 2 条(1)、パリ 4 条 A(1)）
→ 適法に発生

2. 優先権の主張要件について

- ・Bから 12 箇月以内にCを出願（パリ 4 条 C(1)）、優先権主張の手続（パリ 4 条 D、43 条）
→ 要件満たす

3. 結論：優先権主張の手続は適法

設問 1(2)について

1. 補正 β の適否について

- ・ β は新規事項追加（17 条の 2 第 3 項）

2. 補正 β がされる前の状態の審査

- ・ β を却下すれば特許査定可能なので β は却下可能（164 条 2 項、53 条 1 項読替準用）
- ・ β を却下決定、拒絶査定を取消して、特許査定（164 条 1 項、51 条準用）

設問 1(3)について

- ・ α は新規事項追加（17 条の 2 第 3 項）、審判請求前なので却下不可（53 条 1 項読替準用）
- ・新規事項追加の拒絶理由を通知（17 条の 2 第 3 項、49 条 1 号、50 条 1 項準用）

設問 2(1)について

1. 拒絶査定不服審判（121 条 1 項）の請求手続について

- ・共同出願の拒絶査定不服審判は単独請求不可（14 条、132 条 3 項）→ 審決却下（135 条）

2. 補正の手続について

- ・補正は単独で可能（14 条）→ しかし、審判請求が審決却下 → 補正不可
- ・結論：手続却下（133 条の 2 第 1 項）

設問 2(2)について

1. 優先権の種類について

- ・Bは自己指定（PCT 8 条(2)(b)）→ 国内優先権

2. 国内優先権主張の適法性について

- ・単独での国内優先権の主張は不可（14 条、41 条 1 項）
- ・結論：優先権主張手続は不適法

問題Ⅱ 答案構成

設問 1 について

1. 特許異議の申立て

- ・申立てをする理由：取消審決が確定した場合、Pは遡及消滅（114 条 3 項）
- ・申立人：何人も申立て可（113 条柱書）
- ・異議理由：公益的事由（113 条各号）
- ・申立ての時期：特許掲載公報の発行の日から 6 月以内（113 条柱書）
- ・手続：適式な申立書により行う（115 条 1 項）

2. 特許無効審判の請求

- ・請求をする理由：無効審決確定により Pは遡及消滅（125 条）
- ・請求人：利害関係人（123 条 2 項）
- ・無効理由：公益的事由・権利帰属関係等（123 条 1 項各号）
- ・請求の時期：特許後いつでも請求できる（123 条 3 項）
- ・手続：適式な審判請求書により行う（131 条 1 項・2 項）

設問 2(1)について

- ・最判 H12. 2. 18 「嗜好食品の製造方法事件」
- ・無効審判の請求不成立審決に対する訴えは、単独で行える。
- ・結論：乙の訴えは適法

設問 2(2)について

- ・最判 S51. 3. 10 「メリヤス編機事件」
- ・審決取消訴訟では、審判手続で審理判断されなかった証拠は、審決違法の理由として主張できない。
- ・結論：乙及び丙の主張は許されない。

設問 2(3)について

- ・最判 S55. 1. 24 「食品包装容器事件」
- ・審決取消訴訟では、原則、審判で審理判断されなかった刊行物に記載された発明との対比における無効原因を主張することは許されない
- ・審決取消訴訟において、審判の時点では提出されていなかった証拠を用いて、既に審判において提出されていた証拠を補充することは許される
- ・結論：乙及び丙の主張は許される。

設問 2(4)について

1. 取消判決の効力について

- ・取消判決が確定、さらに審理を行い審決（181 条 2 項）。取消判決は、審判官を拘束（行政事件訴訟法 33 条）→ このままだと無効審決が確定し特許権が消滅

2. 訂正の請求の申し立て（134 条の 3）

- ∵ 訂正請求の機会を確保するため

3. 訂正の請求（134 条の 2）

- ∵ 訂正後の明細書等により設定登録等がされたものとみなされるため、無効審決を回避できる（128 条準用）